



令和5年4月1日より賃金のデジタル払いが可能になります

そもそも

1. 賃金の支払い方法とは？！

労働基準法および労働基準法施行規則に定める方法に限られています！

今まで

- (1) 直接労働者への通貨での支払い…現金払い【原則】
- (2) 労働者が指定する銀行その他の金融機関における労働者本人の預金または貯金への振り込み…預貯金口座への振込
- (3) 労働者が指定する一定要件を満たす預り金に該当する労働者本人の証券総合口座への払い込み…証券総合口座への払込み



追加

- (4) 労働者が指定する指定資金移動業者口座への資金移動…デジタル払い

2. デジタル払い導入の要件は？！

- (1) 預貯金口座への振り込みまたは証券総合口座への払い込みを労働者本人が選択できること
【注意】賃金の支払いの選択肢をデジタル払いのみとすることは出来ません！
- (2) 支払い先が指定資金移動業者口座であること
【ポイント】厚生労働省が公表する指定資金移動業者一覧で事前に確認してください！

- (3) デジタル払いに関する必要な事項を説明した上で、労働者の同意を得ること

説明…労働者に、デジタル払いに関する必要な事項の説明を行います。
(使用者が委託した指定資金移動業者が代わりに行うこともできます。)

その上で

労働者からの同意の内容…同意は、書面または電磁氣的記録による必要があります！

- イ) 口座振込み等を希望する賃金の範囲およびその金額
 - ロ) 労働者が指定する金融機関店舗名ならびに預金または貯金の種類および口座番号等、**指定資金移動業者の場合は、業者名、サービスの名称、口座番号、名義人、その他口座を特定するために必要な情報があればその事項**
 - ハ) 開始希望時期
- ニ) 代替口座として指定する金融機関店舗名、預金もしくは貯金の種類および口座番号等※1
- ※1 労働者は当該送金先となる口座番号等をデジタル払いの同意と併せて指定することが必要です。 *赤字は、今回の改正内容

- (4) 事業場において労使協定を締結すること

【労使協定の記載事項】

- ① 口座振り込み等の対象となる労働者の範囲
 - ② 口座振り込み等の対象となる賃金の範囲およびその金額
 - ③ 取扱金融機関、取扱証券会社および**取扱指定資金移動業者**の範囲
 - ④ 口座振り込み等の実施開始時期
- *赤字は、今回の改正内容

- (5) 資金移動は賃金の全額が、所定の賃金支払い日に払い出し得るように行われることが必要です。

3. 実務上の留意点

*労働者と企業の双方が希望する場合に限り利用が可能です。
一方的にデジタル払いを強要することはできません。



《筆者：鍋島明子》

お知らせ

◇令和5年3月分（4月納付分）からの社会保険料について

1. 「協会けんぽの保険料率」が改定されます。
栃木県は、99.00/1000→**99.60/1000**
0.6/1000の引上げになります。
2. 「介護保険料率」が改定されます。
16.4/1000→**18.2/1000**
1.8/1000の引上げになります。

※令和5年4月に支払日がある給与から、保険料が変更になります。
3月に支払日がある給与では、保険料を変更しないようご注意願います！

◇令和5年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限

前年度から変更なしで**30万円**となります。

◇令和5年度の年金額改定について

1. 年金額 ①新規裁定者（67歳以下の方）**66,250円/月（795,000円/年）**
②既裁定者（68歳以上の方）**66,050円/月（792,600円/年）**
2. 国民年金保険料 **16,520円/月**
3. 在職老齢年金の支給停止調整額 **48万円**

◇令和5年度からの障害者雇用率…令和5年度 **2.3%**（据え置き）

令和6年度から**2.5%**、令和8年度から**2.7%**と段階的に引き上げられます。

◇緊急雇用安定助成金…令和5年3月31日までの休業をもって受付を終了します。

雇用調整助成金の制度自体は、令和5年4月以降も継続します。

◇「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）が改正 令和6年4月1日から適用されます。

1. タクシー運転者
日勤の1カ月の拘束時間：改正前299時間→改正後**288時間**
2. トラック運転者
1年の拘束時間：改正前3516時間→改正後原則**3300時間**
1カ月の拘束時間：改正前293時間→改正後原則**284時間**
3. バスの運転者
1年の拘束時間：改正前3380時間→改正後原則**3300時間**



企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL：028-635-9752 FAX：028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail：nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

